

小規模事業者支援法の改正の概要

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律)

①商工会・商工会議所による伴走型支援(第5条第1項)

・商工会・商工会議所が管内の小規模事業者の支援のために策定する経営発達支援計画を国が認定するスキームを新設

商工会・商工会議所

全国拠点数:2,193箇所
 (商工会)1,679箇所
 (商工会議所)514箇所

経営指導員数:7,655人
 (商工会)4,236人
 (商工会議所)3,419人

これまでは経営の
基盤である記帳指導、
税務指導が中心

新たに経営戦略に
踏み込んだ支援を
実施

経営の改善支援(記帳、税務等)

経営の発達支援(第5条)



商工会・商工会議所の
支援事業の計画、
"経営発達支援計画"を認定

経済産業大臣

①経営状況の分析
(強み・弱みを知る)



③市場調査支援
(潜在的顧客を探す)



②計画策定・実施支援
(戦略を作り、実施する)



④展示会等の開催
(新たな販路を見つける)

